

(案)

資料 2

政務活動費に係る書類の議長への提出方法について

(令和5年12月18日団長会申合せ)

政務活動費に係る収支報告等の手続のオンライン化については、様々な検討課題があるため、政務活動費に係る書類については、令和6年4月1日以降も、当面、書面で議長に提出することとする。

(対象書類)

- ・ 収支報告書
- ・ 会計帳簿の写し
- ・ 領収書その他証拠書類の写し
- ・ 会派届
- ・ 会派異動届
- ・ 会派解散届
- ・ 政務活動費請求書